

令和5年度「中小企業等経営革新強化支援事業費補助金」募集要項 (二次募集)

沖縄県商工労働部 中小企業支援課

1. 趣旨

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）の規定に基づく経営革新計画について、沖縄県知事から承認を受けた小規模事業者（※）が行う経営革新のための事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (※) 小規模事業者：常時使用する従業員数が以下のもの（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条（平成5年法律第51号）に規定する小規模事業者）
- ①製造業、建設業、運輸業、サービス業（宿泊・娯楽業）、その他の業種（②を除く）：
20人以下
 - ②卸売業、サービス業（宿泊・娯楽業を除く）、小売業：5人以下
業種は沖縄県知事から承認を受けた経営革新計画の別表1に記載されている事業、または同計画に基づき実施している事業で判断する。

2. 応募資格及び条件

応募できる事業者は、以下の2つの要件を満たす小規模事業者とする。

- (1) 令和元年度以降に経営革新計画の承認を受けた小規模事業者であり、かつ令和6年3月末時点において、同経営革新計画の計画期間中にある事業者。
- (2) 当補助金の交付を受ける事業者は、当補助金の効果、施策評価のために実施するフォローアップ調査(当該補助事業実施後の売上や利益等に関する調査)に協力できる事業者であること。

※令和5年度一回目の当補助金に応募し、採択された事業者については、今回の二次募集に応募することはできません。

3. 補助対象事業

沖縄県知事から承認を受けた経営革新計画に基づき実施する下記の事業

- (1) 販路開拓事業
 - ア 展示会や見本市への出展、参加
 - イ 専門コンサルタントによる販路開拓に関する調査及び指導
 - ウ 新商品等の販路開拓等のための広報
 - エ 新商品の販売先や事業の展開先を選定するためのマーケティングや市場調査
- (2) 新商品等開発事業
 - ア 専門コンサルタントによる新商品・新技術・新サービスの開発研究
 - イ 新商品・新技術・新サービスの商品化のための試作、改良
 - ウ 商品化された新商品・新技術・新サービス等の改善
- (3) 新技術、新システム導入事業
 - ア 社内で活用する新技術の開発研究や導入
 - イ 社内で活用する新システムの導入
- (4) その他経営革新計画の実施に必要な事業として、知事が適当と認めた事業

4. 補助対象経費

経費区分	内 容	補助率	補助金の上限額
①広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費（印刷製本費、広告宣伝費等） ※企業の広告を主な目的とするものは補助対象外。	3分の2以内	50万円以内
②展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費（会場借料、通信運搬費、旅費等）		
③開発費	新事業活動に関する商品や役務の開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工等を行うために支払われる経費		
④専門家派遣費	事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に支払われる経費（謝金、旅費）		
⑤機械装置等費	新事業活動に関する商品や役務開発のため、設備や専用ソフト等の購入、リース等に要する経費（ソフトウェア購入費等）		
⑥外注費	上記①から⑤に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務を第三者に外注（請負、委託等）するために支払われる経費（自ら実行することが困難又は自ら実施することが適当でない業務に限る。） ※外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、外注する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要がある。		

備 考 消費税及び地方消費税については、補助対象外とする。

補助金活用例（対象経費の例）

例1. 中小企業総合展等、県内外の展示会や見本市等への出展、参加
広報費、展示会等出展費等

例2. 販促用チラシの作成、配布
広報費

例3. マーケティング調査と販促PR（マスコミ媒体での広告等）
広報費、専門家派遣費、外注費等

例4. 専門家の指導を受け、商品パッケージやパンフレットのデザインを刷新
専門家派遣費

例5. 新製品開発、改良のための試作と分析外注
専門家派遣費、開発費、外注費等

例6. 社内における新システム導入
専門家派遣費、機械装置等費、外注費等

(※) 上記①から⑥に掲げる各費目に係る経費以外は、補助対象外となります。また、上記に掲げる経費であっても、経営革新のための事業に要する経費でない場合は、補助対象外となります。

5. 補助金額

補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とする。
補助金の額は、500,000円を上限とする。
補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

6. 補助事業期間

交付決定の日～令和6年1月31日

7. 応募スケジュール

募集期間 令和5年10月3日 から 10月20日まで
交付決定 随時

8. 応募方法

(1) 提出書類

- ① 補助金交付申請書（様式1）
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 収支予算書（別紙2）
- ④ 支出予算積算内訳書（別紙3）
- ⑤ 直近の税務申告書類一式
- ⑥ 経営革新計画承認書の写し
- ⑦ 「11. 加点措置について」において掲げる認証制度の認証を受けている、又は宣言している場合、そのことが分かる書類
- ⑧ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出先

沖縄県商工労働部中小企業支援課金融班
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 8階(北側)

(3) 提出方法

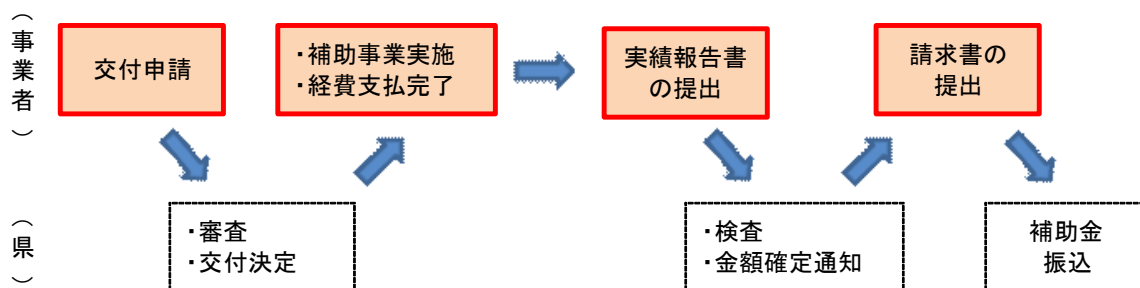
郵送または持参 ※郵送の場合は、10月20日の消印有効

9. 対象者数

(1) 4者程度

提出できる補助金交付申請書は1者につき1件までとし、提出された書類を審査の上、予算の範囲内で決定する。

10. 補助金交付までの流れ



11. 加点措置について

沖縄県商工労働部では、各種認証制度により事業者の成長や従業員の所得向上に資する事業者の主体的取組を推進していることから、下記の者に対して補助事業者採択審査時の評点に加点することとする。

- ・「沖縄県所得向上応援企業認証制度」認証事業者
- ・「パートナーシップ構築宣言」宣言事業者
- ・「人材育成企業認証制度」認証事業者
- ・「ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」認証事業者

12. その他

- (1) 交付申請の書類作成に要する経費等については申請者の負担とする。
- (2) 提出された交付申請書等については返却しない。
- (3) 補助事業者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 採否に関する異議申立等は受け付けない。
- (5) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 沖縄県中小企業等経営革新強化支援事業費補助金交付要綱、本要項に違反すると認められる場合
 - ④ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

本件問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課金融班 098-866-2343